

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始

公示

土地改良区役員の退任及び就任

(道路維持課) 五八九

(西濃農林事務所) 五八九

告示

岐阜県告示第五百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

第百六十三号

令和二年十二月十八日

(金曜日)

公示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次の

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の年月日又は告示日)
県道	御岳山線	高山市朝日町胡桃島字上与十郎四二六番一地区地内	三〇	令和二年十二月十八日	平成二〇一三年

